CORONA

コロナ半密閉式石油ストーブ

取扱説明書

〈保証書付〉保証書は裏表紙に印刷されています。

正しく使って上手に節約

型式 SV-V4512MC

（エス ブイ ブイ エム シー）

このたびは、コロナ石油ストーブをお買いあげいただき、まことにありがとうございました。
正しくお使いいただくために、この取扱説明書をよくお読みください。
なお、お読みになった後もお使いになる方がいつでも見られる所に大切に保管してください。

もくじ

ページ

1 特に注意していただきたいこと、（安全のために必ずお守りください）…1～3
2 使用する場所…4
3 各部の名称…4～5
4 使用前の準備…6～7
5 使用方法（使い方）…7～10
6 安全装置…10
7 その他の装置…11
8 日常の点検・手入れ…11～12
9 定期点検…13
10 故障・異常の見分け方と処置方法…13
11 部品交換のしかた…13
12 保管（長期間使用しない場合）…14
13 仕様…14
14 アフターサービス…15
15 据付け・移設…15

工事編

ページ

1 特に注意していただきたいこと、（安全のために必ずお守りください）…16～17
2 開こん…18
3 据付け…18～19
4 煙突の取付け…19～20
5 試運転…21
6 廃棄するときの注意…21

■ お客様ご相談窓口一覧表…22
■ 保証書…裏表紙

1 特に注意していただきたいこと（安全のために必ずお守りください）

この取扱説明書および製品への表示では、製品を安全に正しくお使いいただき、あなたや他の人々への危害や財産への損害を未然に防止するために、いろいろな絵表示をしています。その表示と意味は次のようになっています。内容をよく理解してから本文をお読みください。

⚠ 警告	この表示を無視して、誤った取り扱いをすると、人が死亡、重傷を負う可能性または火災の可能性が想定される内容を示しています。
⚠ 注意	この表示を無視して、誤った取り扱いをすると、人が傷害を負う可能性や物的損害の発生が想定される内容を示しています。

本文中のマークは、次の意味を表します。

マーク	意味
	このマークは、「注意」していただく内容です。
	このマークは、してはいけない「禁止」を表しています。
● ●	このマークは、必ず実行していただく「指示」を表しています。

⚠ 警告（WARNING）

●ガソリン厳禁

ガソリンなど揮発性の高い油は、絶対に使用しないでください。
火災の原因になります。

●煙突外れ危険

煙突が外れたまま使用しないでください。
外れていると運転中に排ガスが室内に漏れて、危険です。

●煙突閉そく危険

煙突がつまったり、ふさがれたままで使用しないでください。
閉そくしていると運転中に排ガスが室内に漏れて、危険です。

●衣類の乾燥厳禁

衣類などの乾燥には使用しないでください。
衣類が乾燥すると、ストーブの熱気でゆれて落下して火がつき、火災の原因になります。

●スプレー缶厳禁

スプレー缶やカセットこんろ用ボンベなどを、ストーブの上や前に（周囲に）放置しないでください。
熱で缶の圧力が上がり、爆発して危険です。

⚠ 注意（CAUTION）

●カーテン、寝具など可燃物近接禁止

カーテン・布団や毛布など燃えやすいもののそばなどで使用しないでください。火災が発生するおそれがあります。

●可燃物との距離を離す

可燃物との離隔距離については標準据付け例（17ページ）を参照してください。

●給油時消火

火災のおそれがありますので、給油は、必ず消火し、火の気のないところで行ってください。

⚠注意(CAUTION)

●油漏れ確認

油タンク・ゴム製送油管・接合部・給油コックおよびストーブなどからの灯油漏れがないことを確認の上ご使用ください。
灯油が漏れていると火災のおそれがあります。

●異常・故障時使用禁止

油漏れやにおい、すすの発生、炎の色など異常や故障と思われるときは使用しないでください。事故の原因になります。

●高温部接触禁止

燃焼中や消火直後は、高温部（枠上部、前面ガードなど）、排気筒（煙突）に手などふれないでください。やけどのおそれがあります。

●小さいお子様のいるご家庭では、特に注意してください。

●やかんのせ禁止

やかんなどをのせないでください。
振動や接触によってやかんの熱湯がこぼれ、やけどのおそれがあります。

●分解修理の禁止

故障、破損したら、使用しないでください。不完全な修理は、危険です。

●腰をかけたり、物をのせないで

ストーブの上にのったり、腰をかけたりしないでください。ストーブの故障や、やけどのおそれがあります。ストーブの上に花びんや水を入れたものなどを置かないでください。水がかかると漏電や故障のおそれがあります。

●改造使用の禁止

改造して使用しないでください。
また、ストーブや煙突には床暖房用の熱交換器などを取り付けないでください。
火災や排ガスが室内に漏れる原因となり危険です。

●換気扇使用禁止

ストーブを使用している同室内で換気扇を使用しないでください。
立消えして爆発燃焼するおそれがあります。
また、換気口・給気口は常に確保し、物などでふさがないでください。

●ドラフトレギュレータの取付け

煙突の引き（ドラフト）が強いと燃焼不良が発生します。
次の煙突設置の場合は必ず、ダブルドラフトレギュレータ（別売品DR-1）を取り付けてください。

- ●集合煙突に接続する場合　●標準寸法以上に立ち上がりが高い場合
- ●風が強くて炎が沈むような場合

●電源の接続

電源は適正配線された単相100Vのコンセント以外は使用しないでください。
発熱・発火の原因になります。電源コードは、途中で接続したり、延長コードの使用・他の電気器具とのタコ足配線をしないでください。発熱、発火の原因になります。

●指や異物を入れない

前面ガードの中やストーブの内部に指や可燃物・針金などの異物を入れないでください。
けがや火災の原因になります。

●電源コードを傷めない

電源コードに無理な力を加えたり、物をのせたり加工しないでください。
また、電源プラグを抜くときは、コードを持って引き抜かないでください。
火災や感電の原因になります。

⚠注意(CAUTION)

●電源プラグは確実に差し込む

電源プラグはコンセントに根元まで確実に差し込んでください。
また、傷んだプラグやゆるんだコンセントは使用しないでください。
火災の原因になります。
ぬれた手での抜き差しはしないでください。
感電の原因になります。

●長期間使用しないときは電源プラグを抜く

長期間使用しないときまたは保管するときは、必ず電源プラグをコンセントから抜いてください。
火災や予想しない事故の原因になります。

●電源プラグのお手入れをする

ときどきは電源プラグを抜き、ほこり及び金属物を除去してください。
ほこりがたまると湿気などで絶縁不良になり火災の原因になります。

●灯油の保管

灯油は、火気、雨水、ごみ、高温および直射日光を避けた場所に保管してください。ガソリンなどと一緒に保管しないでください。
誤って使用すると異常燃焼や火災のおそれがあります。

●不良灯油使用禁止

変質灯油（持ち越した灯油など）、不純灯油（灯油以外の油・水・ごみが混入した灯油など）などの不良灯油を使用しないでください。
異常燃焼のおそれがあります。

●初めてお使いになるときの注意

初めてお使いになるときは、耐熱塗料などが焼き付くまで煙と臭いが出ます。しばらくの間、窓をあけて部屋の換気を行ってください。
また、小鳥や小動物などに影響する場合が考えられますので、この間は部屋に入れないでください。

●外出するときは消火

外出のときは、必ず運転を停止し消火してください。

●特殊用途には使用しない

食品・精密機器・美術品の保存や、動植物の飼育・栽培などには使用しないでください。

●定期点検の実施

定期的（2年に1回程度）に点検・整備を受けてください。
点検を受けずに長期間使用し続けると、故障や事故の原因になり危険です。
点検・整備はお買い求めの販売店や資格者のいる店に依頼してください。

●ご自身での据付け・移設工事の厳禁

お客様ご自身による工事は危険です。
据付け工事は販売店や専門業者にご依頼ください。
（ストーブを移設させる場合も同じです。）

お願い(NOTICE)

●機器を廃棄するときの注意

ストーブを廃棄処分するときは、定油面器の灯油を抜きとってください。灯油が入ったまま廃棄するとリサイクルの際に思わぬ事故になるおそれがあります。
必ずお買い求めの販売店または、お近くのコロナサービスセンターに依頼してください。

●灯油の廃棄

灯油の廃棄処分は、灯油をお買い求めになった販売店にご相談ください。

●シリコン配合製品を使用しない

ストーブを使用する部屋では、シリコン配合の製品を使用しないでください。
使用するとストーブの燃焼部にシリコンが付着し、点火不良や途中消火などの原因になります。
（シリコン配合の製品にはヘアケア製品・化粧品類・保湿用クリーム・衣類の防水剤・柔軟剤・家具などのつや出し剤など）

2 使用する場所

ストーブを安全に使用するためには、場所の選定が大切です。

安全に使用するために

- マントルピースなどには据付けないでください。
  ストーブが故障したり、火災の原因になります。
- 標高が 1000m を超える高地では使用しないでください。(空気の濃度が薄いため、燃焼に必要な空気が不足します。)

- クリーニング店、美容院などの化学薬品を使用する場所では使用しないでください。化学薬品などの影響により、異常燃焼や故障の原因になります。
- 乾燥室、温室、飼育室など、動植物の飼育栽培に使用しないでください。
- 燃焼に必要な空気を取り入れる空気取入口のない場所または換気の行えない場所。
- 水平でない場所、不安定な場所では使用しないでください。
- 不安定な物をのせた棚などの下には使用しないでください。
- 可燃性ガスの発生する場所またはたまる場所には使用しないでください。
- 階段、避難口などの付近で避難に支障となる場所には使用しないでください。

効果的に使用するために

- 外気に接する窓の下や壁面に置くと、冷気がストーブで暖められて対流しますので、効果的です。

出入口など人の通るところは、ぶつかると危険ですので避けてください。

- 熱に弱いカーペットや床の上で長時間使用すると変色したり、そり返ることがあります。熱に強いマットなそを敷いてください。
- 部屋の保温を工夫し、部屋の温度の調節を心がけましょう。

ストーブの前面に障害物があると、部屋の温度にむらができるばかりでなく、ふく射熱によってストーブ本体の温度が上昇して危険です。使用場所には十分注意して効果的に使用してください。

3 各部の名称

外観図・構造図

■正面

■背面

■構造図

表示部

操作部

■オープンポケットの開閉

●オープンポケットを軽く押し込むとゆっくり出てきます。操作後軽く押し戻すとロックして止まります。

操作する時以外は、閉じてご使用ください。

■操作音について

●操作ボタンを押すと“ピッ”音がします。

●誤操作をすると“ピッ”音（“ピッ”音2回）がします。

時計切換スイッチ

- **「時計合せ」**
  現在時刻を合わせるときに「時計合せ」位置にします。
- **「タイマー合せ」**
  タイマーセット時刻を合わせるときに「タイマー合せ」位置にします。
- **「通常」**
  現在時刻やタイマーセット時刻を合わせたら、通常使用中は「通常」に必ずもどしてください。

室温設定(ルームサーモ設定)ボタン

- オープンポケット内の火力調節スイッチを「自動」にするとルームサーモによる室温設定〔15～29℃、10℃（F点設定)〕ができます。
- **「標準」**……室温を24℃に設定
- **「高め」**……設定温度を1℃上げる
- **「低め」**……設定温度を1℃下げる

セーブ運転ボタン

- 1回押すとセーブ運転
  室温が設定温度より一定温度上昇すると消火し、一定温度低下すると自動的に点火動作に入ります。
- 再度押すと、セーブ運転は解除されます。

時計・タイマー　通常　時計合せ　タイマー合せ　時　分　タイマーセット

温度設定　高め　標準　低め

セーブ運転　入/切

時ボタン

- 時刻の「時」を合わせるときに使います。

分ボタン

- 時刻の「分」を合わせるときに使います。
- 時計切換スイッチの位置により、1回押しの進み方が異なります。
  「時計合せ」………1分進みます。
  「タイマー合せ」…5分進みます。

タイマースタートボタン

- **タイマー運転**
  運転スイッチを「入」にし、タイマースタートボタンを押すことにより、タイマー表示ランプが点灯し、時刻表示にタイマーセット時刻が継続して表示され、タイマー運転が開始されます。（タイマー表示ランプが点灯しなければタイマー運転は開始されません。）
  セット時刻になると、タイマー表示ランプが消灯し、現在時刻が表示されて自動的に運転が開始されます。
- **タイマー運転の解除**
  タイマー運転中にもう一度、タイマースタートボタンを押すとタイマー運転が解除されます。

お願い

●はじめてお使いになる前に
輸送時の傷を防止するために、操作部の表面には保護フイルムが貼ってあります。ご使用前に取り除いてください。コーナー部分にセロハンテープを貼り付けて、いっしょにはがすとより簡単に取り除けます。（保護フイルムはストーブの設置工事の際に、はがしてある場合があります）

4 使用前の準備

燃料

燃料は必ず灯油（JIS１号灯油）を使用してください。

⚠危険　ガソリンなど揮発性の高い油は、絶対に使用しないでください。火災の原因になります。

⚠注意　不良灯油（変質灯油、不純灯油）は、絶対に使用しないでください。点火、消火しにくくなったり、燃焼が悪くなってすすが出たり、製品の寿命を縮めます。

⚠注意　灯油は、必ず火気、雨水、ごみ、高温および直射日光を避けた場所に保管してください。ガソリンなどと一緒に保管しないでください。誤って使用すると異常燃焼や火災のおそれがあります。

灯油とガソリンの見分けかた

指先に燃料をつけ、息をふきかけます。（火の気のない所で行ってください。）

○ 灯油はぬれたまま

× ガソリンはすぐ乾く

不良灯油（変質灯油・不純灯油）とは……

- 昨シーズンより持ち越しの灯油

- 長期間日光にあたる所や温度の高い所に保管した灯油

- 容器のふたが開けてあったり、乳白色のポリ容器で保管した灯油

- 水・ごみや灯油以外の油がほんのわずかでも混入した灯油

●極度に変質したものは、黄色味がかったり、すっぱいにおいがします。

●必ず灯油用のポリタンクをお使いください。

●灯油はシーズン中に使いきりましょう。

■変質灯油や不純灯油を使用すると、機器の故障の原因になります。
●油の程度にもよりますが、燃焼不良をおこしたり、ストーブの損傷を早め、故障の原因になります。
●水やごみが送油経路に流れこみ、油漏れや燃焼不良・着火不良の原因になります。

■変質灯油や不純灯油などの不良灯油を使用したときは…
●お買い求めの販売店または、お近くのコロナお客様ご相談窓口にご連絡ください。

（ご注意）●変質灯油、不純灯油などの不良灯油が原因で修理を依頼されたときは、保証期間中でも保証の対象外となります。
●変質灯油の処理でお困りの場合は、灯油をお買い求めの販売店にご相談ください。

給油

■給油の際の手順と注意

⚠注意　火災のおそれがありますので、給油は、必ず消火し、火の気のないところで行ってください。

●送油バルブを閉じて給油口ふたを外し市販の給油ポンプで給油してください。
　油量計の針が「満」をさしたら給油をやめてください。
　給油後は、給油口にあるストレーナを取り出して、水やごみがたまっていたら掃除してください。
●ストレーナを取り付けて、給油口ふたを必ずもとどおり締めてください。

●給油の際は、水・ごみなどを入れないように注意してください。
　水・ごみなどは燃焼不良や、ストーブの寿命低下などの原因になります。
●給油口ふたは、確実に締めてください。

●こぼれた灯油はよくふきとってください。

■燃料切れの注意と空気抜きの方法

油タンクを空にしないように注意してください。
油タンクを一旦空にしますと、送油経路内に空気がたまり、正常に送油ができなくなることがあります。
このような場合には次の順序で空気抜きをしてください。

1. 送油バルブを閉め、油タンクに給油します。

2. ストーブのゴム管口から、ゴム製送油管を外します。

3. ゴム製送油管から油が連続して流れ出ることを確かめてからゴム製送油管をもとどおりにストーブに取り付けます。（油がこぼれないように容器を用意してください。）

運転開始前の準備と確認

■安全装置のセット、取扱上の注意

定油面器のセット

初めて使用するときや、シーズン初めには、ストーブ右側面の丸穴の中に指を入れ、定油面器リセットボタン（赤色）を軽く押し下げてください。

リセットボタン

カラー

ご注意

●リセットボタンは据付け時や、シーズン初めに操作します。
定油面器に強い衝撃を与えたり異常があったとき以外は、特に操作する必要はありません。
万一、点火操作後灯油が出ずにモニターサイン「E1」または「E2」が表示されるような場合はリセットボタンを押してください。（安全弁が外れ、灯油がスムーズに流れます。）
●リセットボタンは乱暴に扱ったり、5秒以上押したままの状態や何回も押し下げないでください。定油面器から灯油があふれたりすることがあります。
●カラーは絶対に外さないでください。

■送油経路の油漏れ確認

⚠注意 油タンク・ゴム製送油管・接合部・給油コックおよび機器などから灯油漏れがないことを確認の上ご使用ください。灯油が漏れていると火災のおそれがあります。

■電気配線の確認

⚠注意 電源プラグをコンセントに刃の根元まで確実に差し込んでください。
●電源コードが煙突などの高温部にふれるおそれのないことを確認してください。

ご注意 電源プラグ・コードの発熱・発火を防ぐために……
●電源は、必ず適正配線された単相100Vのコンセントを使用してください。
●電源コードは、途中で接続したり延長コードの使用、他の電気器具とのタコ足配線をしないでください。

5 使用方法（使い方）

運転開始（点火）

■点火順序

1.油タンクの送油バルブを開いてください。
2.時刻表示が現在時刻を表示（時計動作コロンが点滅）していることを確認してください。
3.運転スイッチを押して「入」にしてください。自動的に次のように運転（予備燃焼・本燃焼）します。

※予備燃焼後４分間は中火力で燃焼します。
その後設定室温に応じた火力になります。

●時刻表示にタイマーセット時刻が表示（時計動作コロンが消灯）されているようであれば、運転スイッチを「入」にするとタイマー運転になりますので、タイマースタートボタンを押してタイマー運転を解除してください。

室温の調節

本燃焼になりますとルームサーモによる自動運転となり、設定温度に自動調節されます。
表示部の設定室温表示に設定室温が表示されますので、室温設定（ルームサーモ設定）ボタンで調節してください。

室温設定（ルームサーモ設定）ボタン

●「**高め**」を１回押すと１℃上がります。（上限29℃）
●「**低め**」を１回押すと15℃までは１℃下がり、15℃からは10℃（F点設定）となります。
10℃設定の場合はセーブ運転表示ランプが点灯しセーブ運転となります。
●「**標準**」を押すと現在設定室温に関係なく24℃に設定されます。

時計・タイマー　温度設定　セーブ運転
時計合せ　通常　タイマー合せ　時　分　タイマーセット　高め　標準　低め　入/切

ご注意 ●室温調節はストーブの位置や部屋の大きさなどで、必ずしも表示部の設定温度とは一致しない場合があります。

■セーブ運転

自動運転時に、微少火力でも室温が設定室温より上昇する場合、設定室温より約３℃上昇すると自動的に消火するセーブ運転をおすすめします。室温が設定温度より３℃上昇すると消火し、お部屋のムダな暖めすぎをおさえます。
（室温が設定室温まで下がると点火動作に入ります。）

●室温設定ボタンにより希望の室温設定後、セーブ運転ボタンを押してください。セーブ運転表示ランプが点灯し、セーブ運転となります。
●セーブ運転ボタンを再度押すことによりセーブ運転表示ランプが消え、セーブ運転解除となります。
●室温設定10℃（F点設定）で使用中、設定室温を15℃以上に上げるとセーブ運転表示ランプが消え、自動的に解除されます。

■炎の状態

ストーブの据付けや煙突の設置条件で、炎は多少変化します。

●燃焼中の炎に黄色い炎（赤火）が混じったり、かたよったり、上下変動することがありますが、異常ではありません。

運転停止（消火）

■消火順序

1.運転スイッチを押して「切」にする。
- 運転ランプは消灯しますが、燃焼室が冷却するまで燃焼用送風機は、運転を継続します。
- 約10分後に燃焼室が冷却され、燃焼用送風機が自動的に停止し、同時に設定温度表示が消灯します。

⚠注意　２日以上家をあけるなど、長時間使用しない場合は、運転が完全に停止してから電源プラグをコンセントから抜き、油タンクの送油バルブを締めてください。
●外出のときは、必ず運転を停止（消火）してください。
●運転停止後、燃焼室が冷却（ランプ類が消灯）するまでは電源プラグを抜かないでください。もし抜きますと、ガラス円筒がくもったり、ストーブの表面温度が上昇します。

消火後、再点火するときの注意

●燃焼中に誤って電源プラグを抜いたり、運転スイッチを「切」にすると、再点火安全装置の働きで、ストーブが冷却するまで（約30分）再点火できません。
ただし瞬間的な消火操作（約３秒以内）、もしくは停電（約３秒以内）の場合は、そのまま燃焼が継続されます。
●停電時には、必ず運転スイッチを「切」にしてください。

現在時刻の調節方法

1.オープンポケットを開いて時計切換スイッチを「時計合せ」にします。
はじめて使用するときや、電源プラグを長時間抜いたときは、時刻表示は「0:00」を表示します。

2.時刻調節の「時」・「分」ボタンを押して現在時刻を合わせます。
1回押すと「時」は1時間、「分」は1分進みます。

例：午前6時15分に合わせる場合
①「時」ボタンを押して“午前6:00”にします。
②「分」ボタンを押して“午前6:15”にします。

3.必ず時計切換スイッチを「通常」位置にもどしてください。
時計動作コロン「●」が点滅し、時計が動いていることを示します。

●必ず時計動作コロン「●」が点滅することを確認してください。点滅しない場合は、時計切換スイッチが「通常」になっていないか、または、タイマースタートボタンが押されているため、タイマー点火時刻を表示しています。
●約30秒以内の停電であれば、再通電後も現在時刻を表示しますので時刻合わせの必要はありません。それ以上の停電で、時刻表示が「0:00」を表示した場合は時刻合わせを行ってください。

タイマーの使用方法

■運転時刻の合わせ方

現在時刻とタイマーが設定されていないと、タイマー運転はできません。

1. オープンポケットを開いて時計切換スイッチを「タイマー合せ」にします。

2. 時刻調節の「時」・「分」ボタンを押してタイマー点火時刻を合わせます。
1 回押すと「時」は 1 時間、「分」は５分進みます。

例：午前６時30分に合わせる場合

①「時」ボタンを押して
“午前 6:00”にします。

②「分」ボタンを押して
“午前 6:30”にします。

これでタイマーセット時刻が記憶されました。
（時計動作コロン「●」は点灯しません。）

3. 必ず時計切換スイッチを「通常」位置にもどしてください。
これで時刻表示には現在時刻が表示されます。（時計動作コロン「●」が点滅します。）

■タイマー運転方法

1. 運転スイッチを押して「入」にしてください。（運転中の場合は運転スイッチを押す必要はありません。）

2. 運転するときのご希望の設定室温に合わせてください。

3. タイマースタートボタンを押してください。
時刻表示にタイマーセット時刻が表示され、タイマー表示ランプが点灯し、タイマー運転に入ります。

- タイマーセット時刻になるまでは、時刻表示にはタイマーセット時刻が表示され続けます。（時計動作コロンは消灯）
- 運転中にタイマースタートボタンを押すと、ストーブは自動消火し、運転を停止します。

●外出時など、留守中に燃焼を開始するようなタイマーセットは、絶対にしないでください。
●タイマー運転は、運転スイッチが「入」になっていないと運転が開始されません。
●タイマー運転設定後、停電（30秒以上）があった場合や、ストーブを揺らして対震作動した時は点火しません。

■タイマー運転の解除

●再度タイマースタートボタンを押してから運転スイッチを「切」にしてください。
タイマー運転表示ランプが消灯し、時刻表示に現在時刻が表示され（時計動作コロンが点滅）、タイマー運転が解除されます。

タイマーセット時刻・現在時刻の確認

●**タイマースタートボタンで確認する場合**
タイマースタートボタンを瞬時（３秒以内）に２回押します。
この間に時刻表示にタイマーセット時刻または現在時刻が表示されます。

●**時計切換スイッチで確認する場合**

1. 時計切換スイッチを「時計合せ」または「タイマー合せ」に合わせます。
2. 現在時刻またはタイマーセット時刻が時刻表示に表示されます。
3. 確認後、時計切換スイッチは、必ず「通常」位置にもどしてください。

〈現在時刻の確認〉

●燃焼中にタイマースタートボタンで、タイマーセット時刻を確認する場合、必ず３秒以内に２回押してください。３秒以上になると消火します。

使用上の注意

本書の「特に注意していただきたいこと（安全のために必ずお守りください）」の他に、次の項目についても注意してください。

⚠警告 **煙突閉そく危険**

煙突がつまったり、ふさがれたままで使用しないでください。閉そくしていると運転中に排ガスが室内に漏れて、危険です。

●ストーブの上面板・上面ガード・前面ガードなどは高温です。やけどに注意してください。
特にお子さまをストーブに近づけないでください。

●上面ガードを取り外したり、前面ガードを開いたまま使用しないでください。誤って放熱器やガラス円筒などの高温部にふれますとやけどをします。

また上面ガードは、地震などにより可燃物が落下したときなどに火災を防止するためのものです。やむをえず取り外した場合は、必ずもとの状態に取り付けておいてください。

●煙突は高温です。やけどに注意してください。

●ガラス円筒には水をかけたり、衝撃をあたえたりしないでください。ガラスが割れ危険です。

●ストーブ前面付近は、ふく射熱が強いので、熱に弱いものを置いたり、敷いたりしないでください。
変色や変形したりすることがあります。

●シーズンオフのように長期間使用しないときは、コンセントから電源プラグを抜いてください。

6 安全装置

対震自動消火装置 （「E３」表示）

●強い地震（震度約５以上）や衝撃を受けたとき、ストーブの運転を停止します。
●ストーブの周辺や煙突の接合部・煙突トップの外れ、油漏れなどの異常がないことを確認してから点火操作をしてください。（対震自動消火装置は作動後自動的にセットされます。）

点火安全装置

●異常燃焼を防止するため、点火ヒータおよび燃焼用送風機に通電される前に、灯油が流出しない構造になっています。

燃焼制御装置 （「E１」表示）

●灯油が途切れて途中消火した場合、自動的に運転を停止します。
●油タンクの送油バルブが閉じられていないか確認してください。
●ゴム製送油管に空気だまりがないか確認してください。
●定油面器の安全装置が作動していないか確認してください。
●お買い求め販売店または、お近くのコロナサービスセンターにご相談ください。

停電安全装置 （「E７」表示・「E９」表示）

●停電や電源プラグが抜けたときは自動的に消火します。（３秒以下の停電の場合は燃焼継続）
●通電後、設定室温表示にモニターサイン「E７」、または「E９」が表示されます。
「E７」の場合で再運転するときは、時計などのセットをしてから、運転スイッチを再度「入」にしてください。
「E９」の場合は、運転スイッチを再度「入」にするだけで燃焼を開始します。
●電源プラグを確認してください。

7 その他の装置

再点火安全装置

●消火直後、ストーブが冷却しないうちに再点火操作をしても、燃焼室の温度が一旦冷却してからでないと燃焼しないようになっています。
●ストーブが冷えてから運転を行ってください。

不着火検出装置

●着火不良のため、点火操作後約20分経過しても切替サーモスタットが切り替わらない場合は、運転を停止します。
●油タンクの送油バルブが閉じられていないか確認してください。
●ゴム製送油管に空気だまりがないか確認してください。
●定油面器の安全装置が作動していないか確認してください。
●お買い求めの販売店または、お近くのコロナサービスセンターにご相談ください。

過電流防止装置（5アンペア）

●内部配線のショートにより過電流が流れたとき、電流ヒューズが切れ、全ての運転を停止します。
●お買い求めの販売店または、お近くのコロナサービスセンターに修理を依頼してください。

8 日常の点検・手入れ

点検、手入れのときの注意

点検・手入れは消火後、ポットバーナが冷却してから、必ず電源プラグをコンセントから抜いて行ってください。

⚠注意 ●故障・破損したら、使用しないでください。不完全な修理は危険です。
●定期的（2年に1回程度）に点検・整備を受けてください。点検を受けずに長期間使用し続けると、故障や事故の原因になります。

点検、手入れの必要事項、時期、方法

■周囲の可燃物（使用ごと）

⚠注意 ストーブおよび煙突の周囲は、常に整理・掃除し、燃えやすいものを置かないでください。

■ほこり・汚れ（使用ごと）

●ストーブにほこりが付いた状態で運転をしないでください。
●ストーブ外観のほこりや汚れは乾いたやわらかい布などできれいにふきとってください。
シンナー・アルコール・ベンジンなどは使用しないでください。変色します。

■油漏れ・油のたまり・油のにじみ（使用ごと）

●置台・油タンクに油漏れ・油のたまりや油のにじみがないか、点検してください。
また、給油の際にこぼれた灯油は、よくふきとってください。

お願い ●油漏れのある場合は、お買い求めの販売店または、お近くのコロナサービスセンターに修理を依頼してください。

■ゴム製送油管の点検・交換の目安（シーズンの初め）

⚠注意 油タンクやゴム製送油管・接合部・給油コックおよび機器などから灯油漏れがないことを確認の上ご使用ください。

ご注意 ●ゴム製送油管は、屋外で使用しないでください。屋外での使用は禁止されています。
●ゴム製送油管は、経年変化しますので、手で少し曲げ、ひび割れがないか点検し、ひび割れがあるときは交換してください。交換の目安は、3年に1度です。交換はお買い求めの販売店または、お近くのコロナサービスセンターに依頼してください。

■油タンク（シーズンの初め、適時）

●油タンク内は、水やごみがたまりやすいものです。給油のとき点検してください。
油タンク内の水抜きおよび清掃は、油タンク付属の取扱説明書に従って行ってください。

■煙突の接続部のゆるみおよびトップの周囲（シーズンの初め、適時）

●煙突の接続部、煙突トップの外れがないかを点検してください。煙突が腐食したり、穴があいたりしていると危険です。新しい物に交換してください。
●煙突の近くには、燃えやすい物を置かないでください。
●煙突内や煙突トップが雪や氷でふさがれていないか、落雪などで倒れていないか点検してください。
●煙突内に結露で生じた水滴が凍ってつまると危険です。点火時に煙突のつなぎ目やストーブより異常な煙が出たら消火して、煙突内を点検してください。
●煙突が小鳥の巣や紙などでふさがれていないか点検してください。

お願い ●煙突が破損していた場合は、お買い求めの販売店またはお近くのコロナサービスセンターに依頼してください。

■定油面器のストレーナの掃除（適時）

（お買い求めの販売店または、お近くのコロナサービスセンターに依頼してください。）

●定油面器には、ごみを除くためのストレーナがついています。水やごみがたまると灯油の流れを妨げて、十分な火力が出なくなる場合や灯油が漏れるおそれがあります。1シーズンに1～2回（シーズン初めなど）はお買い求めの販売店または、お近くのコロナサービスセンターに掃除・点検を依頼してください。

■燃焼用送風機の掃除（年１回以上）

（お買い求めの販売店または、お近くのコロナサービスセンターに依頼してください。）

●燃焼用送風機ファンにごみやほこりがたまると、送風力が弱くなり燃焼が悪くなったり、音が大きくなってくることがあります。次のように燃焼用送風機ファンのほこりを取り除いてください。

1.左側板のファンカバーと風量制限板を外し、ブラシなどで静かにほこりを取り除き、掃除機で吸い取ってください。

2.掃除が終わりましたら、風量制限板とファンカバーは、必ずもとどおりに取り付けてください。

●燃焼用送風機ファンに付いたほこりを取り除くとき、燃焼用送風機ファンを変形させないでください。
燃焼用送風機ファンに力を加えますと、曲がりや傾きが生じて、異音や異常燃焼の原因となるので力を加えないようにしてください。

■点火ヒータの点検（シーズンの初め）

（お買い求めの販売店または、お近くのコロナサービスセンターに依頼してください。）

●点火ヒータや点火しんにすすが付着すると、赤熱が低下したり、油の吸上げが悪くなったりして点火しにくくなり、着火不良の原因になります。

（お願い）

●点火ヒータの点検・交換は、必ずお買い求めの販売店またはお近くのコロナサービスセンターに依頼してください。

■ガラス円筒内部の掃除（適時）

（お買い求めの販売店または、お近くのコロナサービスセンターに依頼してください。）

ご注意 掃除は、ストーブを消火させ十分冷却してから行ってください。
熱い状態で行うとやけどのおそれがあります。

●長時間の使用や油だまりによる大燃焼の後にはガラス円筒がすすけることがあります。ガラス円筒がすすけて炎が見えにくくなったときは、しばらくの間（約30分間）火力を大きくすることにより、すすを除去することができます。それでもすすを除去できない場合は次のようにスケルトンを外してガラス円筒を掃除してください。

1.上面ガードを外してください。

2.燃焼筒ふたを外してください。

3.スケルトンをガラス円筒に当てないようにして、取り外してください。

4.布などでガラス円筒の内側をふきとってください。

5.掃除が終わりましたら、スケルトンを図のように正しく取り付けてください。
取り外した部品も、もとどおり正しく取り付けてください。

上面ガード
燃焼筒ふた
スケルトン

●ガラス円筒には、水をかけたり、衝撃を与えないように注意してください。

■地震などの災害が発生したときの点検について

●地震などの災害が発生し、ストーブに振動や衝撃が加わったときは、運転前に必ず次の点検をおこなってください。

- 煙突まわりの外れ、漏れの確認
- 機器の損傷点検
- 灯油配管からの漏れの確認

●点検で異常が見つかった場合は、お買い求めの販売店またはお近くのコロナサービスセンターに修理を依頼してください。

9 定期点検

長期間ご使用になりますと、ストーブの点検が必要です。

２シーズンに１回程度、シーズン終了後などにお買い求めの販売店または、修理資格者〔(財) 日本石油燃焼機器保守協会 (TEL 03-3499-2928) で行う技術管理講習会修了者 (石油機器技術管理士) など〕のいる店にご相談ください。

愛情点検	長年ご使用の半密閉石油ストーブの点検をぜひ!	
	こんな症状はありませんか	●油漏れがする。 ●強い臭いがする。 ●運転中に異常な音がする。 ●その他の異常や故障がある。

▶

ご使用中止

故障や事故の防止のため必ずお買い求めの販売店または、お近くのコロナサービスセンターにご連絡ください。点検・修理についてのご費用など詳しいことはお買い求めの販売店または、お近くのコロナサービスセンターにご相談ください。

10 故障・異常の見分け方と処置方法

使用中に異常があったら次表により原因を調べて処置をしてください。

●原因のわからないときや処置のむずかしいときはお買い求めの販売店または、お近くのコロナお客様ご相談窓口にご連絡ください。

原因 ＼ 現象	点火しない	火力が大きくならない	異常燃焼する	ガラス円筒がすすける	火が途中で消えてしまう	電源が入らない	油もれがある	においがする	爆発的な燃焼をする	着火がおそくなった	モニターサイン	処置方法
点火ヒータの断線	●										E-2	お買い求めの販売店または、お近くのコロナサービスセンターに修理を依頼する
点火ヒータと点火しんとの位置関係が悪い	●									●	E-2	お買い求めの販売店または、お近くのコロナサービスセンターに修理を依頼する
送油バルブが閉まっている	●				●						E-1、E-2	送油バルブを開く
ゴム製送油管に空気だまりがある	●	●			●						E-1、E-2	ゴム製送油管を振り、山形になっている所は平に直す
ゴム製送油管が折れていて、灯油が流れにくい	●	●			●						E-1、E-2	ゴム製送油管の折れを直す
定油面器に水、ごみの目づまり	●	●			●						E-1、E-2	ストレーナをはずして掃除する／油タンクの水を抜く
ストーブが傾斜している			●	●						●		ストーブを水平に調節する
燃焼リングが正しくセットされていない			●	●								正しくセットし直す
燃焼用送風機のファンにほこりがたまっている			●	●								ファンのほこりをブラシなどで掃除する
煙突の横引きが長過ぎる／煙突が短い／煙突が細い			●	●								煙突の取り付けを適正にする
煙突のドラフトが強過ぎる		●		●	●						E-1	ドラフトレギュレータを取り付ける
煙突工事不適正のため、逆風現象がある			●	●	●			●	●		E-1	煙突の取り付けを適正にする
煙突のつまり			●	●				●				煙突を掃除する
煙突の接続部にすきまがある								●				すきまをなくす
ゴム製送油管締付バンドのゆるみ							●					締め直す
定油面器（電磁ポンプ）の故障	●	●	●		●						E-1、E-2	お買い求めの販売店または、お近くのコロナサービスセンターに修理を依頼する
切替サーモスタットの故障		●										お買い求めの販売店または、お近くのコロナサービスセンターに修理を依頼する
プリント配線板の故障	●	●			●	●					E-1、E-2	お買い求めの販売店または、お近くのコロナサービスセンターに修理を依頼する
燃焼用送風機の故障			●	●								お買い求めの販売店または、お近くのコロナサービスセンターに修理を依頼する
電流ヒューズが切れている	●					●						お買い求めの販売店または、お近くのコロナサービスセンターに修理を依頼する
ポットバーナ内にすすがたまっている		●								●		ポットバーナ内のすすを取る
ルームサーモリード線の外れ、断線	●										E-6	お買い求めの販売店または、お近くのコロナサービスセンターに修理を依頼する
停電があった					●						E-7、E-9	再度点火操作をする
対震自動消火装置が作動した	●				●						E-3	周囲を点検し、再度点火操作をする

現象		原因
点火時・消火時	初めて使用するときやシーズン初めに煙やにおいがでる	耐熱塗料やほこりが焼けるためです　しばらく窓をあけて換気をしてください
	燃焼開始時や消火後に「ピチピチ」や「カンカン」という音がでる	本体内部が熱により膨張、収縮するためです
燃焼時	炎の一部が揺らぐ。青炎の中に黄色い炎（赤火）がまじる	異常ではありません
	「カチカチ」音がする	電磁ポンプの運転音で異常ではありません
その他	ガラスが白くなる	灯油中の成分がガラスに付着するためです　異常ではありません。

11 部品交換のしかた

部品交換のときの注意

（ご注意）不完全な修理、調整は危険ですので、部品の交換、調整が必要の場合には、お買い求めの販売店または、お近くのコロナサービスセンターもしくは修理資格者〔(財) 日本石油燃焼機器保守協会で行う技術管理講習会修了者（石油機器技術管理士）など〕のいる販売店にご相談ください。

部品交換は コロナ純正部品 とご指定ください。

●コロナ純正でない部品を使用の場合には、本体の機能が損なわれたり、事故や故障の原因となります。保証期間内であっても本体の保証が受けられません。

消耗・劣化しやすい部品（交換が必要な部品）

項　目	内　容
使用期間により交換が必要な部品	ポットバーナ・点火ヒータ・燃焼リング・スケルトン・ガラス円筒・各種パッキン
環境により劣化しやすい部品	燃焼用送風機・ゴム製送油管
変質・不純灯油の使用により劣化しやすい部品	電磁ポンプ・定油面器

12 保管（長期間使用しない場合）

シーズン終了時などの長期間使用しないときは、日常の点検・手入れの項（11～12ページ）を参照し、次の要領で保管してください。

1.電源プラグをコンセントから抜いてください。

⚠注意　長期間使用しないときは、電源プラグを抜いてください。

2.油タンクの送油バルブを閉じてください。

3.本体のごみやほこりを取ってください。

●掃除機などでごみやほこりを取り除いてください。

4.本体をしめらせた布で汚れを落としてから、からぶきしてください。

5.ストーブは据付けたまま保管してください。

●どうしても取り外して保管されるときは、ポリ袋をかぶせ、乾燥した場所に横倒しにしないようおしまいください。
●次シーズンに据付けるときには、必ずお買い求めの販売店または、お近くのコロナサービスセンターに依頼してください。

13 仕様

型式の呼び		SV-V4512MC（基本型式 SV-V45MCL）
種類		ポット式・強制通気形・自然対流形
点火方式		電気点火式
使用燃料		灯油（JIS 1号灯油）
燃料消費量	最大	5.58 kW（0.542 L/h）
	最小	2.04 kW（0.198 L/h）
発熱量	最大	20,080 kJ/h
	最小	7,330 kJ/h
熱効率	最大	69.0 %
	最小	60.5 %
暖房出力	最大	3.85 kW
	最小	1.23 kW
標準適室	温暖地	木造　16.5㎡（10畳）まで　　コンクリート　23.0㎡（14畳）まで
	寒冷地	木造　16.5㎡（10畳）まで　　コンクリート　26.5㎡（16畳）まで
外形寸法		高さ600㎜　幅538㎜　奥行383㎜（置台を含む）
質量		20㎏
電源電圧及び周波数		100 V　50 Hz
定格消費電力		点火時 78 W　　燃焼時 16 W
待機時消費電力		2.4W
煙突の呼び径		106㎜（3寸5分）
煙突の壁貫通部の孔径		110㎜
標準ドラフト値（最大燃焼時）		-10.8Pa (-1.1㎜H_2O)
排気温度		400℃以下
電流ヒューズ		5 A
安全装置		対震自動消火装置・点火安全装置・停電安全装置・燃焼制御装置
その他の装置		再点火安全装置・不着火検出装置・過電流防止装置
付属品		置台1個、本体固定金具2個（ねじ2個）、ゴム製送油管締付バンド2個、取扱説明書

備考）標準適室は、一般社団法人・日本ガス石油機器工業会の算定基準によります。

14 アフターサービス

保証について

●このコロナ石油ストーブには保証書がついています。（裏表紙に印刷されています。）
保証書は、必ず「お買いあげ日・販売店名」などの記入をお確かめのうえ、大切に保管してください。
●保証期間はお買いあげ日から１年間です。
●次のような原因による故障および事故につきましては、保証の対象になりませんので注意してください。
- 変質灯油や不純灯油などの不良灯油、また灯油以外の燃料使用による故障や事故。
- 誤った使用方法による故障や事故。
- シリコーンが原因の修理、シリコーン配合の商品を使用したとき。

修理を依頼されるときについて

●「故障・異常の見分け方と処置方法」（13 ページ）の項に従ってお調べください。直らないときは、ご使用を中止し、必ず電源プラグを抜いてからお買い求めの販売店または、お近くのコロナサービスセンターにご連絡ください。
●ご連絡いただきたい内容は次の通りです。
①品名　②型式の呼び　③お買いあげ日　④故障状況（できるだけ具体的に）　⑤ご住所・ご氏名・お電話番号
- 品名、型式の呼びは取扱説明書（保証書）をごらんください。

●修理に際しては、保証書をご提示ください。保証期間中であれば保証書の規定に従って無料修理させていただきます。
●ご不明な点や修理に関するご相談は、お買い求めの販売店または、お近くのコロナサービスセンターにお問い合わせください。

■保証期間が過ぎているときは

●お買い求めの販売店または、お近くのコロナサービスセンターにご相談ください。修理によって使用できる製品についてはお客様のご要望により有料修理いたします。

■補修用性能部品の保有期間

●石油ストーブの補修用性能部品（機能を維持するために必要な部品）の保有期間は製造打ち切り後７年です。

15 据付け・移設

据付け・移設工事は販売店に依頼する

据付けや移動工事は販売店または、据付業者に依頼し、お客様ご自身では行わないでください。

据付け場所の選定及び標準据付け例

据付けについては、火災予防条例、電気設備に関する技術基準など法令の基準があります。取扱説明書（工事編）の「特に注意していただきたいこと（安全のために必ずお守りください）」　をお読みになり、販売店または据付業者とよくご相談してください。また、「標準据付け例」については17ページ、「煙突の取り付け」については19〜20ページを参照してください。

据付け後の確認

据付けが終わりましたら、もう一度、取扱説明書（工事編）の「特に注意していただきたいこと（安全のために必ずお守りください）」をお読みになり、取扱説明書（工事編）に記載されているとおり据え付けられているかどうかを確認してください。

試運転

試運転は販売店または据付業者とご一緒に必ず行ってください。
試運転（運転準備→運転→消火）の手順については、取扱説明書（工事編）の 21 ページを参照してください。

工　事　編

1 特に注意していただきたいこと（安全のために必ずお守りください）

この取扱説明書「工事編」には、安全に正しく据付けていただくために、いろいろな絵表示が記載されています。その表示と意味は次のようになっています。内容をよく理解してから本文をお読みになり、据付工事をおこなってください。

この表示を無視して、作業を誤った場合に作業者が、またはその作業後の不具合によって使用者が、死亡、重傷を負う可能性、または火災の可能性が想定される内容を示しています。

この表示を無視して、作業を誤った場合に作業者が、またはその作業後の不具合によって使用者が、傷害を負う可能性や物的損害の発生が想定される内容を示しています。

絵表示の例

⚠記号は注意を促す内容があることを告げるものです。
図の中に具体的な注意内容（左図の場合は一般的な注意）が描かれています。

⃠記号は禁止の行為であることを告げるものです。
図の中や近傍に具体的な禁止内容が描かれています。

❗記号は行為を指示する内容を告げるものです。
図の中や近傍に具体的な指示内容が描かれています。

⚠警告

●据付けや移設は、販売店または据付業者が行ってください。
お客様ご自身で据付けをされ不備があると感電や火災の原因になります。

●据え付けは火災予防条例、電気設備に関する技術基準など法令の基準を守って行ってください。

●屋内排気禁止
屋内に排気すると、排ガスが室内に充満して危険です。
必ず屋外に排気してください。

●煙突を確実に接続
煙突を確実に接続し、しっかりと固定してください。
風、振動、衝撃などで外れたりすると運転中に排ガスが室内に漏れて危険です。

⚠注意

●次の場所には据え付けない　　火災や予想しない事故の原因になります

- 水平でない場所、不安定な場所
- 不安定なものをのせた棚などの下
- 可燃性ガスの発生する場所またはたまる場所
- 燃焼に必要な空気を取り入れる空気取入口のない場所または換気の行えない場所
- 付近に燃えやすいものがある場所
- 階段、避難口などの付近で避難の支障となる場所
- マントルピース内
- 温室、飼育室など人のいない場所

⚠注意

●可燃物との距離を離す

- ストーブおよび煙突から周囲の可燃物までの離隔距離は火災予防条例で規定されています。図のようにしてください。
- ストーブは付属の置台の上に据付けてください。
- 不燃物の場合でも保守点検や性能維持のため右図離隔距離をとってください。

［備考］A・B寸法は15㎝以上と示していますが、煙突と可燃物との距離（45㎝以上）でも規制されます。可燃物との距離が長くなるように設置してください。

〈標準据付け例〉

●家屋貫通部の注意

- 煙突が可燃性の壁などを貫通する部分は必ずめがね石を使用してください。
- 小屋裏、天井裏などにある部分は金属以外の不燃材料で防火上有効な被覆を行ってください。
- 可燃性の壁・天井・小屋裏・天井裏などを貫通する部分及び、その付近では煙突の接続はしないでください。

10㎝以上

貫通する壁より厚いこと。

（地区により異なることがあるので火災予防条例を参照する。）

●煙突の固定

- 煙突は、風や振動などで倒れないよう支え金具や支え線などで固定してください。
- 煙突は、1.5～２mおきに固定金具で固定し、自重を支える部分は支えまたは吊り金具で堅固に支持してください。

●ドラフトレギュレータの取り付け

煙突の引き（ドラフト）が強いと燃焼不良が発生します。
次の煙突設置の場合は必ず、ダブルドラフトレギュレータ（別売品DR-1）を取り付けてください。

- 集合煙突に接続する場合
- 標準寸法以上に立ち上がりが高い場合
- 風が強くて炎が沈むような場合

ドラフトレギュレータ

●油タンクとの距離を離す

- 油タンクは、ストーブより２m以上離して据付けるか、防火上有効な遮へいを設けてください。
- 据置式の油タンクは、不燃材の床上に据付けてください。

●ゴム製送油管の屋外使用禁止

ゴム製送油管は屋外で使用しないでください。
ひび割れを生じて油漏れの原因になります。

●煙突の点検

据付けが終わったら、もう一度点検してください。
次のような取り付けは、危険であったり、不完全燃焼をおこすおそれがありますので、必ず修正してください。

- 下り勾配、下向き曲がり禁止

- トップと開口部は１m以上のこと

2 開こん

梱包箱には、次の付属品が入っていますので確認してください。

部品名	個数	用途
置台	1	ストーブの下に敷く
本体固定金具（ねじ2個）	2	ストーブと置台の固定
ゴム製送油管締付バンド	2	ゴム製送油管接続部の締付け
取扱説明書	1	お客様用ストーブ取り扱いの説明書

3 据付け

据付場所の選定

据え付けについては、火災予防条例、電気設備に関する技術基準など法令の基準があります。16〜17ページの「特に注意していただきたいこと（安全のために必ずお守りください）」をお読みになり、販売店または据付業者とよくご相談してください。また、「標準据付け例」については17ページ、「煙突の取り付け」については19〜20ページを参照してください。

据付け方法

■置台の取り付けと水平調節

ストーブの下には必ず置台を使用し、ストーブを水平にし、必ず置台と固定してください。

1.ストーブを側面のねじ取付穴と置台の引掛け部（2箇所）が一致するように置いてください。

2.水平器を見ながら４個の調節脚を調節してストーブを水平に据え付けてください。

3.本体固定金具をストーブの側面から、置台の引掛け部に差し込み、付属のねじでストーブに固定してください。固定は、両側面２箇所です。

■油タンクの組み立てと据付け（別売品）

●組み立ては油タンク付属の取扱説明書に従って行ってください。

●油タンク油面はストーブ本体設置床面より高さを30㎝から２m以内で設置してください。

●油タンクとストーブとの送油管の間に必ずごみを除くためのオイルフィルタを取り付けてください。送油経路にごみがたまると灯油の流れを妨げて十分な火力が出なくなります。

●油タンクの据付けは、各地の火災予防条例に従ってください。

●油タンクは、ストーブとの間に防火上有効な壁などがない場合は、2m以上離してください。火災の原因になります。

●油タンクは、油タンク内の油面がストーブ設置床面より2m以上高くなるところには据付けないでください。
油が定油面器よりあふれ出ることがあります。

●油タンクは熱・振動・衝撃の少ない場所に据付けてください。

■ゴム製送油管の取り付け方

●ゴム製送油管にゴム製送油管締付バンドをはめてから、油タンクとストーブのゴム管口に十分押し込み、ゴム製送油管締付バンドで強く締め付けてください。

⚠注意 ゴム製送油管を屋外では使用しないでください。
●ゴム製送油管は、JIS-S3022「石油燃焼機器用ゴム製送油管」に合格したもの以外は使用しないでください。
●ゴム製送油管は、きつく曲げたり丸めたりしないようにしてください。
●紫外線が当たると劣化が早くなります。日光が当たらないようにしてください。
●ゴム製送油管の上に物をのせたり、重量物がのったりしないようにしてください。灯油の補給が妨げられます。

●ゴム製送油管の途中が山形になったり、もつれたりしていますと、空気がたまって灯油が流れないことがあります。平になるように直してください。

■金属配管（銅製送油管）施工の場合の注意

●定油面器へのごみの侵入を防ぐため、配管工事終了後、ストーブと接続する前には必ず配管内に灯油を流して切粉、ごみなどを取り除いてください。定油面器から油があふれたり、電磁ポンプが故障する原因になります。

■電気配線

●電源プラグは、必ず適正配線された単相100Vのコンセントに差し込んでください。
●ストーブは工場出荷の際、50Hz地方用に設定してあります。
60Hz地方でご使用される場合は販売店または、お近くのコロナサービスセンターにご連絡ください。

4 煙突の取付け

煙突の径

●煙突は、直径106㎜(3寸5分)を使用してください。
●さびやすい素材の煙突は、腐蝕やさびにより煙突がふさがれたりしますので、使用しないでください。

横引き、立ち上がりの標準寸法

●煙突の立ち上がり、横引きの標準寸法は、立ち上がり約3.6m（4本）、横引き約1.8m（2本）です。
横引きが標準寸法より長くなる場合は、その長さの1/2を立ち上がりに追加してください。
（結露予防のため、煙突の横引き長さはできるかぎり短く、2m以内にしてください。）
●屋外の立ち上がり部の下端には、水抜きをつけて雨水が入るのを防いでください。
●横引きは10分の１以上の上り勾配になるようにしてください。
●横引きはできるだけ短くし、ベンド（エビ曲）は３個以下になるようにしてください。
また、露受けアダプター（別売品）などの取り付けもご検討ください。工事店とよくご相談ください。
●１本の煙突を他のストーブなどと共用することは避けてください。燃焼が悪くなります。

煙突先端（トップ）の位置

●煙突トップは、屋根面から垂直距離60㎝以上離してください。
●煙突トップから水平距離１m以内に隣接家屋などの軒があるときは、さらにそれより、60㎝以上離してください。
●窓などの開口部からは、１m以上離してください。
●煙突トップの位置は建物・立木などの状態をみて、あらゆる方向の風が通り抜ける位置にしてください。

トップの形状

●煙突トップには、逆風防止のための「傾斜H形トップ」を取り付けてください。

ドラフトレギュレータ（別売品）の取付け

⚠注意 煙突の引き（ドラフト）が強いと燃焼不良が発生します。

次の煙突設置の場合は必ず、ダブルドラフトレギュレータ（DR-1）を取り付けてください。

- 集合煙突に接続する場合
- 標準寸法以上に立ち上がりが高い場合
- 風が強くて炎が沈むような場合

集合煙突を利用する場合のご注意

●集合煙突に差し込む先端は図のようにしてください。

●２つ以上のストーブを使用するときは、横引部分の長い方を上にしてください。

●集合煙突を利用する場合は、設置方法などについて必ずお買い求めの販売店または、お近くのコロナサービスセンターにご相談してください。

煙突の取付け図

- 煙突の先端から水平距離１m以内に建物の軒がある場合は、その軒から60㎝以上高くすること。
- 煙突の先端から１m以内に建物の開口部（窓など）がないこと。

●※印寸法は、煙突が本体から1.8mを越える場合は15㎝以上。
●煙突は、固定金具で1.5〜２m間隔に固定すること。
●設置の場合は当該地区の火災予防条例にしたがってください。
●風の強い地域では、必ず、ドラフトレギュレータを取り付けてください。
●結露水が出る場合には、露受けアダプターを取り付け排出した結露水は、容器に受けてください。
（結露予防のため、煙突の横引き長さはできるかぎり短く、２m以内にしてください。）

※左図では可燃物までの離隔距離を示していますが、保守点検や性能維持のため、不燃物などの場合も左図離隔距離をとってください。

結露水の処理

●煙突の横引き部に結露水が出る場合は、別売の露受けアダプター（USB-1）また、集合煙突の凍結予防には集合煙突凍結防止ヒータ（USB-3）をご使用ください。販売店にご相談ください。

5 試運転

試運転は使用者とご一緒に必ず行ってください。

運転準備

⚠注意 **電源プラグをコンセントに刃の根元まで確実に差し込んでください。**

●油タンクに給油し、送油経路の空気抜きをしてください。
●送油経路やストーブより油漏れがないか確認してください。
●定油面器リセットボタンをセットしてください。

運転

1.油タンクの送油バルブを開いてください。

2.運転スイッチを押して「入」にしてください。

- ストーブは点火動作を開始すると同時に、電磁ポンプの空打ち音（初使用時）が数秒しますが異常ではありません。
- 初めてお使いになるときは、耐熱塗料が焼けて煙と臭いがでますので換気を行ってください。

- 初めてお使いになるときは、ストーブ内の送油管に灯油がみたされておりませんので、炎が立ち消えることがあります。この場合は、一旦消火して、冷えるのを待ってからもう一度点火してください。
- 9～12分間の予備燃焼が終わると本燃焼に切り替わります。
- 炎の状態は、青い炎の中にいくらかの黄色い炎（赤火）がまじっても異常ではありません。

3.ルームサーモによる自動運転ができることを確認してください。

消火の手順

1.運転スイッチを押して「切」にしてください。
運転ランプが消灯します。

- 燃焼室が冷却すると自動的に燃焼用送風機が停止し、時刻表示以外のすべてのランプが消灯します。

お願い

●正常運転しない場合は、13ページ「故障・異常の見分け方と処置方法」を参照してください。
●長期間の保管後、再び設置する場合も「試運転」の手順にしたがい、試運転を行ってください。

⚠注意 **初めてお使いになるときの注意**

初めてお使いになるときは、耐熱塗装やパッキンなどが焼き付くまで煙と臭いが出ます。
しばらくの間、窓をあけて部屋の換気を行ってください。また、小鳥や動物などに影響する場合が考えられますので、この間は部屋に入れないでください。

●お部屋の窓を少し開け、半日から1日程度「大火力」運転をしてください。

6 廃棄するときの注意

●ストーブを廃棄処分するときは、定油面器の灯油を抜き取ってください。
灯油が入ったまま廃棄するとリサイクルの際に思わぬ事故になるおそれがあります。
必ずお買い求めの販売店または、お近くのコロナサービスセンターに依頼してください。

お客様ご相談窓口

お客様ご相談窓口一覧表

修理サービスや製品についてのご相談は機種名をご確認の上、お買いあげの販売店または下記のご相談窓口にご依頼ください。

ご転居やご贈答品などでお困りの場合は、下記のお近くの窓口にご相談ください。

名称、所在地、電話番号は、変更する場合がありますのでご了承ください。

●アフターサービスのお問い合わせは下記へどうぞ

コロナサービスセンター

0120-919-302
（修理受付専用ダイヤル）

携帯電話・PHS等からは最寄のサービスセンターへ直接おかけください。

FAX 0120-919-322

受付時間　午前9時～午後7時(日曜、祝祭日は除く)

地区	窓口	所在地	〒	TEL	FAX
北海道地区	札幌支店	札幌市白石区平和通16丁目南1-19	〒003-0028	TEL(011)864−0440(代表)	FAX(011)863−3154
	旭川営業所	旭川市東旭川南1条2丁目2-5	〒078-8261	TEL(0166)37−2330(代表)	FAX(0166)37−2338
	北見営業所	北見市卸町1丁目1-3	〒090-0056	TEL(0157)36−9009(代表)	FAX(0157)36−5959
	釧路営業所	釧路市花園町4-17	〒085-0038	TEL(0154)24−4191(代表)	FAX(0154)24−0451
	帯広営業所	帯広市西18条北1丁目17-1	〒080-0048	TEL(0155)35−7518(代表)	FAX(0155)35−7510
	函館営業所	函館市西桔梗町21-2	〒041-0824	TEL(0138)48−6070(代表)	FAX(0138)48−6080
	北海道地区 サービスセンター	札幌市白石区米里3条2丁目6-25	〒003-0873	TEL(011)879−2121(代表)	FAX(011)871−2400
北東北地区	青森支店	青森市古館1丁目12-38	〒030-0946	TEL(017)742−8255(代表)	FAX(017)742−8275
	青森地区 サービスセンター	青森市古館1丁目12-38	〒030-0946	TEL(017)743−2971(代表)	FAX(017)743−1118
	八戸営業所	八戸市売市4丁目4-7	〒031-0073	TEL(0178)24−5289(代表)	FAX(0178)45−4290
	八戸地区 サービスセンター	八戸市売市4丁目4-7	〒031-0073	TEL(0178)47−6609(代表)	FAX(0178)71−1344
	弘前営業所	弘前市田園1-2-1	〒036-8086	TEL(0172)28−3910(代表)	FAX(0172)28−0191
	弘前地区 サービスセンター	弘前市田園1-2-1	〒036-8086	TEL(0172)26−4770(代表)	FAX(0172)29−1133
	盛岡営業所	盛岡市門2-1-42	〒020-0823	TEL(019)622−4791(代表)	FAX(019)622−5244
	水沢営業所	奥州市水沢区水沢工業団地4丁目79	〒023-0002	TEL(0197)22−4155(代表)	FAX(0197)22−4452
	盛岡地区 サービスセンター	盛岡市門2-1-42	〒020-0823	TEL(019)604−0281(代表)	FAX(019)604−0283
	秋田営業所	秋田市泉中央4丁目4-18	〒010-0917	TEL(018)864−5671(代表)	FAX(018)864−8468
	秋田地区 サービスセンター	秋田市外旭川三千刈109-1	〒010-0802	TEL(018)864−5219(代表)	FAX(018)864−5760
南東北地区	仙台支店	仙台市宮城野区日ノ出町1-7-32	〒983-0035	TEL(022)235−3181(代表)	FAX(022)236−8810
	山形営業所	山形市東青田3-6-28	〒990-2423	TEL(023)642−3255(代表)	FAX(023)642−3254
	庄内営業所	酒田市錦町1-183-1	〒998-0103	TEL(0234)31−0571(代表)	FAX(0234)31−0581
	郡山営業所	郡山市亀田1-51-9	〒963-8033	TEL(024)938−2240(代表)	FAX(024)938−3021
	南東北地区 サービスセンター	仙台市宮城野区日ノ出町1-7-31	〒983-0035	TEL(022)783−1791(代表)	FAX(022)783−1792
関東地区	北関東支店	さいたま市北区宮原町1-674-2	〒331-0812	TEL(048)651−1722(代表)	FAX(048)651−6370
	水戸営業所	水戸市笠原町653-2	〒310-0852	TEL(029)241−2172(代表)	FAX(029)241−4268
	つくば営業所	つくば市谷田部6788-19	〒305-0861	TEL(029)839−5325(代表)	FAX(029)836−1913
	宇都宮営業所	宇都宮市簗瀬町2313	〒321-0933	TEL(028)632−5105(代表)	FAX(028)632−5205
	太田営業所	太田市高林東町2375	〒373-0825	TEL(0276)38−6571(代表)	FAX(0276)38−5508
	高崎営業所	高崎市問屋町西1-3-22	〒370-0007	TEL(027)361−4806(代表)	FAX(027)361−9139
	首都圏支店	東京都北区豊島8-4-8	〒114-0003	TEL(03)3927−1151(代表)	FAX(03)3927−1160
	立川営業所	立川市高松町1-22-3	〒190-0011	TEL(042)519−5271(代表)	FAX(042)528−2382
	千葉営業所	松戸市高塚新田95-5	〒270-2222	TEL(047)312−8330(代表)	FAX(047)312−8338
	横浜営業所	横浜市戸塚区原宿4丁目7-13	〒245-0063	TEL(045)852−4008(代表)	FAX(045)852−5540
	甲府営業所	山梨県中巨摩郡昭和町西条2491-2	〒409-3866	TEL(055)268−1567(代表)	FAX(055)268−1569
	関東地区 サービスセンター	東京都北区豊島8-4-8	〒114-0003	TEL(03)3911−1131(代表)	FAX(03)3927−1130
信越地区	新潟支店	三条市曲渕3-2-15	〒955-0864	TEL(0256)32−2126(代表)	FAX(0256)35−8519
	新潟東営業所	新潟市東区江南1-6-41	〒950-0855	TEL(025)286−9131(代表)	FAX(025)286−3313
	長野営業所	長野市大豆島5312	〒381-0022	TEL(026)221−5111(代表)	FAX(026)221−0039
	松本営業所	松本市笹賀大久保原7852	〒399-0033	TEL(0263)26−0051(代表)	FAX(0263)25−9961
	信越地区 サービスセンター	三条市曲渕3-2-15	〒955-0864	TEL(0256)32−2129(代表)	FAX(0256)32−2137
北陸地区	金沢支店	金沢市駅西新町1-1-25	〒920-0027	TEL(076)260−0567(代表)	FAX(076)260−0775
	富山営業所	富山市田中町2-3-15	〒930-0985	TEL(076)444−0567(代表)	FAX(076)444−0611
	福井営業所	福井市和田東1-607	〒918-8237	TEL(0776)23−0567(代表)	FAX(0776)23−0580
	北陸地区 サービスセンター	金沢市駅西新町1-1-25	〒920-0027	TEL(076)260−0038(代表)	FAX(076)260−0738
東海地区	名古屋支店	名古屋市熱田区桜田町16-11	〒456-0004	TEL(052)746−6600(代表)	FAX(052)884−6551
	岐阜営業所	岐阜市六条南2-7-8	〒500-8358	TEL(058)268−7555(代表)	FAX(058)268−7550
	静岡営業所	静岡市駿河区高松2-15-30	〒422-8034	TEL(054)238−0005(代表)	FAX(054)238−0006
	沼津営業所	沼津市西椎路888-1	〒410-0303	TEL(055)968−6210(代表)	FAX(055)968−6212
	津営業所	津市高茶屋3-29-38	〒514-0819	TEL(059)234−8471(代表)	FAX(059)234−8472
	東海地区 サービスセンター	名古屋市熱田区桜田町16-11	〒456-0004	TEL(052)746−6603(代表)	FAX(052)884−6554
近畿・四国地区	大阪支店	吹田市南金田1-8-47	〒564-0044	TEL(06)6380−2111(代表)	FAX(06)6386−7262
	彦根営業所	彦根市正法寺町南出78	〒522-0024	TEL(0749)24−6239(代表)	FAX(0749)26−2116
	京都営業所	京都市伏見区竹田段川原町211	〒612-8414	TEL(075)643−2002(代表)	FAX(075)643−0870
	福知山営業所	福知山市荒河東町68	〒620-0061	TEL(0773)22−0827(代表)	FAX(0773)23−7592
	神戸営業所	神戸市西区枝吉5-132	〒651-2133	TEL(078)922−2431(代表)	FAX(078)922−2438
	高松営業所	高松市今里町1-8-5	〒760-0078	TEL(087)835−1711(代表)	FAX(087)835−0160
	松山営業所	松山市西垣生町780-3	〒791-8044	TEL(089)968−7351(代表)	FAX(089)968−7353
	近畿・四国地区 サービスセンター	吹田市南金田1-8-47	〒564-0044	TEL(06)6386−5670(代表)	FAX(06)6386−5588
中国地区	広島支店	広島市安佐南区祇園3-27-20	〒731-0138	TEL(082)871−3310(代表)	FAX(082)871−3306
	米子営業所	米子市目久美町235-1	〒683-0035	TEL(0859)33−8157(代表)	FAX(0859)23−0709
	岡山営業所	岡山市北区辰巳35-103	〒700-0976	TEL(086)243−7751(代表)	FAX(086)243−7191
	徳山営業所	周南市徳山字一ノ井手5631-4	〒745-0882	TEL(0834)22−5567(代表)	FAX(0834)22−5589
	中国地区 サービスセンター	広島市安佐南区祇園3-27-20	〒731-0138	TEL(082)871−3315(代表)	FAX(082)871−0272
九州地区	福岡支店	福岡市博多区東比恵2-2-40	〒812-0007	TEL(092)474−5771(代表)	FAX(092)474−5775
	北九州営業所	北九州市小倉北区愛宕2-6-4	〒803-0828	TEL(093)592−8611(代表)	FAX(093)592−8666
	長崎営業所	長崎県西彼杵郡時津町左底郷浜田74-1	〒851-2106	TEL(095)882−7710(代表)	FAX(095)882−7767
	熊本営業所	熊本市東区尾ノ上1-11-12	〒862-0913	TEL(096)367−7361(代表)	FAX(096)369−6323
	大分営業所	大分市三佐1-19-7	〒870-0108	TEL(097)523−5161(代表)	FAX(097)523−5162
	宮崎営業所	宮崎市霧島3-59-2	〒880-0032	TEL(0985)29−1680(代表)	FAX(0985)25−0685
	鹿児島営業所	鹿児島市田上7-16-5	〒890-0034	TEL(099)281−1321(代表)	FAX(099)281−1252
	九州地区 サービスセンター	福岡市博多区東比恵2-2-40	〒812-0007	TEL(092)474−6001(代表)	FAX(092)474−6414
沖縄地区	沖縄営業所	宜野湾市宇地泊738 シーサイド・パーク102	〒901-2227	TEL(098)897−5677(代表)	FAX(098)897−5679

08032102

株式会社

〒955−8510　新潟県三条市東新保7−7
TEL(0256) 32-2111〈代表〉
ホームページ　http://www.corona.co.jp/

コロナ 石油ストーブ保証書

型式	SV-V4512MC
★お客様	お名前　　　　　　　　　　　　　　様
	ご住所　〒（　　　－　　　）
	電話（　　　）　　　－

本書は､本書記載内容で無料修理を行なうことをお約束するものです。
お買いあげの日から左記期間中故障が発生した場合は､本書をご提示の上､お買いあげの販売店に修理をご依頼ください。

●ご販売店様へ
お買いあげ日､貴店名､住所､電話番号を記入の上（★印欄に記入のない場合は､無効となります）､本書をお客様へお渡しください。

★お買いあげ日		年　　月　　日
保証期間	対象部分	本　　体
	期　間（お買いあげ日より）	1　　年

見本

★販売店	住所・店名
	電話（　　　）　　　－

●お客様にお願い
お手数ですが、ご住所、お名前、電話番号をわかりやすくご記入ください。
販売店の記載がないときは、それを証明する領収書などが必要となりますので、一緒に保管してください。

《無料修理規定》

1. 取扱説明書、本体貼付ラベル等の注意書に従った正常な使用状態で保証期間中に故障した場合には、お買いあげ販売店が無料修理致します。
2. 保証期間内に故障して無料修理を受ける場合は、本書をご提示の上、お買いあげの販売店に依頼してください。なお、離島および離島に準ずる遠隔地への出張修理を行なった場合には、出張に要する実費を申し受けます。また、本品を直接送付される場合の送料は、お客様の負担となります。
3. ご転居の場合は事前にお買いあげ販売店にご相談ください。
4. ご事情により、本保証書に記入してあるお買いあげ販売店に修理がご依頼できない場合には、コロナお客様ご相談窓口をご覧の上、お近くの窓口にお問合せください。
5. 次の場合には保証期間内でも有料修理となります。
   （イ）使用上の誤りおよび不当な修理や改造による故障および損傷
   （ロ）お買いあげ後の取付場所の移動、輸送、落下等による故障および損傷
   （ハ）火災、地震、水害、落雷、その他の天災地変、公害および、変質灯油、不純灯油、異質油（灯油以外の油又は混入）シリコーン配合商品が原因による故障および損傷
   （ニ）定期点検の費用
   （ホ）一般用以外（例えば、温室暖房や車両、船舶への搭載）に使用された場合の故障および損傷
   （ヘ）本書にお買いあげ年月日、お客様名、販売店名の記入のない場合、あるいは字句を書き替えられた場合。通信販売などでご購入したときは、商品の送り状・領収書などの提示がない場合
   （ト）本書の提示がない場合
   （チ）点検整備、および消耗品（Oリング、各種パッキン類、ゴム製送油管）の交換をされる場合
6. 本書は日本国内においてのみ有効です。This guarantee is valid in Japan only.
7. 本書は再発行致しませんので紛失しないよう大切に保管してください。

修理メモ

※この保証書は本書に明示した期間、条件のもとにおいて無料修理をお約束するものです。
従ってこの保証書によって保証書を発行している者(保証責任者)、およびそれ以外の事業者に対するお客様の法律上の権利を制限するものではありませんので、保証期間経過後の修理などについてご不明の場合は、お買いあげの販売店または、お近くのコロナお客様ご相談窓口にお問合せください。
※保証期間経過後の修理、補修用性能部品の保有期間について詳しくは取扱説明書（本書15ページに記載）をご覧ください。
※アフターサービスや製品についてのお問い合わせは、お買いあげの販売店または、お近くのコロナお客様ご相談窓口（本書22ページに記載）にお問い合わせください。

株式会社
〒955−8510　新潟県三条市東新保7−7
TEL(0256) 32-2111〈代表〉
ホームページ　http://www.corona.co.jp/

207WA0388-0 1 2 3 dsp 24